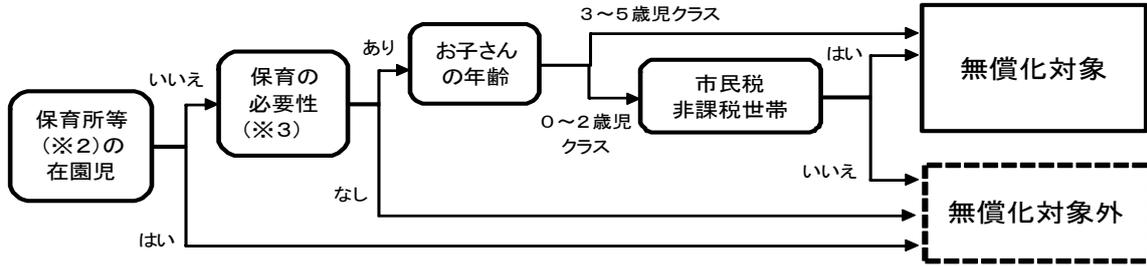


無償化のご案内

認可外保育施設等（※1）の利用が無償化の対象となる場合



- ※1 認可外保育施設等：認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所、保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
- ※2 保育所等：認可保育所、地域型保育事業、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育事業
- ※3 保育の必要性：詳細は下記【保育を必要とする事由と必要書類】をご確認ください。

無償化対象の方は、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料が月額37,000円まで無償化されます。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

必要な手続き

保育の必要性の認定が必要です。保育の必要性の事由（下記表）ごとに必要な書類と、給付認定申請書を市役所に提出してください。

補助の請求について

「施設等利用給付請求書」に施設が発行した「領収書兼提供証明書」を添付して、綾瀬市役所へ提出してください。

- ・利用料は、一旦施設にお支払いください。
- ・請求の受付は四半期ごとに（※）行います。

※10月～12月分：1月に請求／1月～3月分：4月に請求／4月～6月：7月に請求／7月～9月：10月に請求

- ・市で請求内容等を審査し、約1～2か月後に無償化に係る給付費が指定の口座に振り込まれます。

【保育を必要とする事由と必要書類】

事由	必要書類
月64時間以上の就労	就労証明書（自営業の方は他に※1の書類のいずれか1つも必要）
下の子の妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページの写し）
保護者の疾病・障害	主治医の診断書、又は障害者手帳の写し
同居又は長期入院している親族の介護・看護	主治医の診断書、又は被介護・看護・付添者の証明書類の写し
災害復旧	り災証明書等事実を証明できる書類
求職活動	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書
就学（職業訓練校）	学生証（又は在学証明書）、もしくは職業訓練の受講が分かる書類及び就学時間が分かる書類
育児休業※2	育児休業に伴う継続入所の申立書

※1 開業届の写し・営業許可証の写し・登記事項証明書の写し・確定申告書(控え)等の事業の収入を証明するものの写しなど

※2 育児休業中に保育施設等の利用が引き続き必要と認められるとき

- ・詳しい案内については、綾瀬市役所保育課の窓口やホームページで配布している別冊「幼児教育・保育無償化のご案内」を御覧ください。

【問い合わせ先】

綾瀬市保育課保育・学童担当 TEL:0467-70-5615 E-mail:wm.705615@city.ayase.kanagawa.jp

その他の施設の無償化の内容について

(1) 施設型給付幼稚園・認定こども園（教育認定）

※預かり保育を利用する場合は、(3)も参照

満3歳（3歳の誕生日の前日）から5歳児クラス（小学校就学前）までの全ての子どもの利用料が無償となります。

(2) 私学助成幼稚園

※預かり保育を利用する場合は、(3)も参照

満3歳（3歳の誕生日の前日）から5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもの利用料が月額25,700円まで無償となります。

(3) 幼稚園・認定こども園（教育認定）の預かり保育

保育の必要性のある3歳児（3歳の誕生日後の最初の4月1日を迎えた子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）の子ども利用料が1日450円×利用日数（月額11,300円まで）を上限に無償となります。

※満3歳児（満3歳になった日から最初の3月31日までの子ども）は、**市民税非課税世帯の子どもが対象**です。（月額16,300円まで無償）

(4) 認可保育所等

保育の必要性のある3歳児（3歳の誕生日後の最初の4月1日を迎えた子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）の子ども利用料が月額37,000円まで無償となります。

※延長保育料は無償化の対象外です。

※認可保育所等・地域型保育事業・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業を常時利用している人で、認可外保育施設等を併用している場合、認可外保育施設等の利用分は無償化の対象外です（ただし、一部の認定こども園（教育認定）と幼稚園は例外あり。）。

○(1)(4)については教育保育給付認定を、(2)(3)については施設等利用給付認定を受ける必要があります。

○すべての施設等について、給食費、教材費、通園バス代、行事費などは無償化の対象外です。

（認可保育所等・幼稚園・認定こども園（教育認定）を利用している方については、副食費が免除となる場合があります。）